資料2－1

議題２　日常生活用具給付等事業の見直しについて（半田市提出）

市名	回答		
	R4.4.1現在 人口	（1） 規定があるか	（2）【①ある場合】 規定について
名古屋市	2,317,985	①ある	別表１の「耐用年数」欄に掲げる年数内は原則再給付しない。 （名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱第３条第２項）
豊橋市	370,829	②なし	
岡崎市	384,996	①ある	岡崎市障がい者等日常生活用具費給付事業実施要綱抜粋：「ただし、当該期間（耐用年数）を経過する前に災害その他特別な事情を含め、本人の過失によらず修理不能になり用具の使用が困難となった場合はこの限りではない。」
一宮市	381,366	①ある	修理不能により用具が使用困難になった場合（一宮市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱第５条第１項）
瀬戸市	128,470	①ある	ストーマ装具及びこれに準ずる用具以外は、耐用年数内での給付は行わない。ただし、事故、製品欠陥等の不可抗力によるもので、市長が必要と認めた場合に限り、耐用年数内給付を認めるものとする。 （瀬戸市地域生活支援事業実施要綱別記7日常生活用具給付事業、5給付の制限（1）より）
半田市	118,166	①ある	天災又は盗難による修理不能又は用具が使用困難になった場合（半田市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱第４条、第３項）
春日井市	309,011	①ある	他市町村で受けている場合や耐用年数を経過していない場合は原則給付対象外
豊川市	184,158	①ある	豊川市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱
津島市	60,759	①ある	津島市日常生活用具給付事業実施要綱 （給付の制限） 第６条　給付を受けた日常生活用具については、その耐用期間内において、同一の日常生活用具の給付を受けることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1)　日常生活用具の故障等により、その使用が困難であって、修理することができない場合 (2)　日常生活用具の故障等の修理を要する場合であって、同一の日常生活用具の給付を受ける方が合理的であると認められるとき (3)　この要綱に基づき給付された日常生活用具について、操作機能の改善等が図られたことにより、より日常生活上の便宜が図られると認められる場合
碧南市	72,756	①ある	既に用具の給付を受けた用具と同一の用具に係る申請については、前回の給付の決定を行った日から起算して別表耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （１）　修理不能により用具の使用が困難となった場合 （２）　買替えが部品の交換又は修理よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合 （３）　操作機能の改善等を伴う新たな機器の使用により効果が向上すると認められる場合
刈谷市	152,751	①ある	（１）修理不能により用具の使用が困難となった場合 （２）買替えの方が部品の交換よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合 （３）操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が使用効果が向上する場合 （刈谷市日常生活用具費支給事業実施要綱第２条第３項）
豊田市	418,284	①ある	耐用年数を経過する前に修理不能により又は身体の成長若しくは障がい状況の変化により、用具の使用が困難となった場合はこの限りでない。
安城市	189,061 （※令和4年3月31日のデータ）	①ある	用具の破損やその他の理由により使用が困難となり、かつ、修理が不可能となった場合であって、その原因が本人の責めによらないものであると市長が認めた場合に再給付が可能。（安城市日常生活用具給付事業実施要綱第3条、第２項）
西尾市	170,493	①ある	①修理不能により用具の使用が困難となった場合②買替えの方が部品の交換よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合③操作機能の改善を伴う新たな機器の使用により効果が向上すると認められる場合
蒲郡市	79,085	②なし	
犬山市	72,693	①ある	やむを得ない理由により当該用具の使用が困難となった場合において、必要があると認めるときは、この限りでない。 ※情報・通信支援用具の給付は、耐用年数が経過しない間は、基準額の範囲内において再度の給付を認めている。
常滑市	58,477	②なし	
江南市	99,362	①ある	ストマ用装具その他これに準ずる用具以外は、耐用年数内での給付は行わない。ただし、事故、製品の欠陥等不可抗力により耐用年数内給付が必要な場合で社会福祉事務所長が必要と認めるときはこの限りでない。
小牧市	150,684	①ある	要綱には規定されていないが、事例ごとに課内で再給付の可否を検討している。 小牧市日常生活用具給付事業実施要綱第３条別表備考 「既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より表中の「耐用年数」欄に規定する時間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に修理不能により用具の使用が困難となった場合はこの限りでない。
稲沢市	134,748	①ある	既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。 ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

資料2－1

議題２　日常生活用具給付等事業の見直しについて（半田市提出）

市名	回答		
	R4.4.1現在 人口	（1） 規定があるか	（2）【①ある場合】 規定について
新　城　市	44,136	①ある	天災その他やむを得ない事由による修理不能により用具の使用が困難となった場合
東　海　市	113,931	①ある	要綱に規定
大　府　市	92,694	②なし	
知　多　市	84,227	②なし	
知　立　市	72,011	①ある	知立市日常生活用具費支給事業実施要領第3条　既に用具費の支給を受けて購入した用具と同一の用具に係る申請については、前回の支給の決定をした日から別表耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、原則として用具費の支給をしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（１）修理不能により用具の使用が困難となった場合（２）買換えの方が部品の交換よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合（３）操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が使用効果が向上する場合
尾張旭市	83,904	②なし	
高　浜　市	45,311	②なし	
岩　倉　市	47,574	①ある	修理不能により用具の使用が困難となった場合又は操作機能の改善等により新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合は、再交付できるものとする。
豊　明　市	68,337	②なし	
日　進　市	93,042	①ある	原則、前回の給付日から耐用年数を経過している必要がある。ただし、障害を事由とした身体機能の低下、身体の成長等に伴う用具サイズの変化、本人の過失によらず修理不能により用具の使用が困難となった場合等当該用具の支給が必要であると市長が特に認める場合はこの限りでない。（要綱より）
田　原　市	59,734	①ある	天災その他やむを得ない事由又は修理不能により用具の使用が困難になった場合。（田原市障害者等日常生活用具費給付事業等実施要綱第３条第２項）
愛　西　市	61,804	②なし	
清　須　市	69,133	②なし	
北名古屋市	85,953	①ある	既に給付を受けている用具と同一の用具(点字図書、ストーマ装具、紙おむつ等及び居宅生活動作補助用具を除く。)の給付を受けようとする者は、前回の給付の決定日より別表の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付の対象としないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。
弥　富　市	43,820	①ある	(弥富市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第２条第３項より抜粋) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。 ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。
みよし市	61,218	①ある	用具は、耐用年数を経過するまでは再交付しない。ただし、耐用年数を経過する前に修理不能となり、用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。
あ　ま　市	88,659	①ある	給付日から「耐用年数」を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、修理不能で用具の使用が困難となった場合は、耐用年数が経過していなくても再給付可能。
長久手市	60,352	①ある	当該期間（※）を経過する前に修理不能により用具の使用ができなくなった場合は、この限りではない。（日常生活用具給付等事業実施要領第3条の5 （※）耐用年数